

『減額認定証に関わる病院でのお支払いについて』 70歳未満の方

減額認定証の申請手続きをして交付が決定されると、区分A・B・Cのいずれかに判定され、減額認定証の適用区分欄に記載されます。(表1)

入院する際は、保険証と減額認定証を病院の窓口へ提出すると、病院側が適用区分欄を確認し、その区分に応じた医療費(表2)や食事代(表3)を徴収してくれます。

※減額認定証をお持ちでない方は、通常の3割負担で徴収されます。ただし、医療費のみ差額を高額療養費としてお返ししますが、手続きが必要ですので別途ご案内します。

減額認定証の区分	
A	同一世帯内の国保加入者の所得から33万円を差引いた額の合計が600万円を超える世帯の方
B	住民税課税世帯に属するA以外の方
C	住民税非課税世帯に属する方

(表2)

区分	自己負担限度額
A	150,000円 + 1% ※1 (83,400円)
B	80,100円 + 1% ※2 (44,400円)
C	35,400円 (24,600円)

※1 +1%とは、「医療費総額 - 500,000円の1%」です。
 ※2 +1%とは、「医療費総額 - 267,000円の1%」です。
 ()内の金額は過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の限度額です。

(表3)

区分		食事代(1食)
A・B		260円
C	90日未満	210円
	90日超※	160円

※過去12ヶ月で減額認定証区分Cの交付を受けた期間の内、通算して90日を超えて入院した場合に該当します。ただし別途手続きが必要ですのでお尋ねください。

【入院時の病院でのお支払いに関する注意事項】

入院した際の病院でのお支払いについては、上記表2の医療費と上記表3の食事代のほかに、病衣代などのいわゆる雑費や健康保険が適用されない文書料なども加わる場合があります。

小・中学生の入院医療費助成のご案内

以前、該当となる世帯には個別にお知らせしましたが、安平町では就学児未満の乳幼児に対する入・通院に係る医療費に加えて、小・中学生の入院医療費も助成しています。(通院は助成対象外)

助成を受ける場合は、申請によりあらかじめ安平町乳幼児等医療費受給者証の交付を受けなければなりません。受給者証の交付を受けていない方で助成を受けたい場合は、下記により申請してください。

1. **対象者** 次の(1)~(3)のすべてに該当する小・中学生です。

- (1)安平町の住民であること
- (2)社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入していること
- (3)主たる生計維持者の所得が、町が定める金額を超えないこと

2. **申請方法** 次のものを持参のうえ下記の申請窓口で申請してください。

- ①受給者となる小・中学生の健康保険証
- ②印かん(認め印)

※平成23年1月2日以降に安平町に転入された方は、前住所地から平成22年度と平成23年度の所得証明書を取り寄せていただき、申請される際にお持ちください。

3. **助成額**

医療機関ごとに1ヶ月の医療費の自己負担は最大で580円までとなります(交付される受給者証に記載されている有効期間内のみ)。ただし、助成の対象となるのは医療保険適用分の医療費のみとなりますので、医療保険適用外の費用は助成の対象となりません。

なお、受給資格の開始日は原則申請日です。申請日以前の医療費は助成対象となりませんのでご注意ください。

4. **申請窓口** 健康福祉課保険医療室国保・医療グループ、住民総合相談室(早来庁舎)

※どちらの窓口でも手続きができます。

問 合 せ

健康福祉課保険医療室国保・医療グループ ☎ 4555